

令和８年４月７日

正 会 員 各 位

(一社) 全国ＬＰガス協会

労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令等
(個人事業者等関係) の施行について (お知らせ)

標記につきまして、厚生労働省より当協会に対し、令和８年４月１日に公布された改正法について別紙のとおり周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

本改正は、労働現場における多様な人材の安全確保、および職場環境整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、化学物質による健康障害防止対策等の推進等を目的としたものです。

別添の資料につきましては、改正の趣旨や具体的な実施事項等を整理した施行通達となります。なお、公布内容の詳細につきましては、参考資料をご参照ください。

また、日本ＬＰガス団体協議会ＨＰにて「化学物質による健康障害防止対策等の推進」に関連するＳＤＳの交付及びリスクアセスメントのセミナー資料が掲載されておりますので併せてご確認くださいませようお願いいたします。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また、直接会員におかれましては営業所等に対し、ご周知くださいますようお願いいたします。

【厚生労働省ＨＰ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/anzen/an-eihou/index_00001.html



【日本ＬＰガス団体協議会ＨＰ】

<https://www.nichidankyo.gr.jp/>



<セミナー視聴用ＵＲＬ>

<https://www.youtube.com/watch?v=MFr3KcDqJ5c>



以 上

発信手段：Ｅメール

担当：保安・業務グループ 瀬谷、湯口、國坂